「茅ヶ崎市児童クラブ オンライン入所申請」同意事項の内容

・「茅ヶ崎市児童クラブ　利用の手引き」の内容に同意し、入所申請します。

・本申請に記載した情報等については、入所審査及び児童クラブの運営に必要な範囲で使用すること、また事業主体である茅ヶ崎市により閲覧の請求があった場合には、それに同意します。

・入所児童のお預かり中における問題等の早期解決、未然防止のため、小学校や児童クラブにおける様子など、必要な情報の収集・提供を行うことに同意します。

・児童クラブに入所決定した場合、民設児童クラブの在籍状況を茅ヶ崎市担当課へ照会することに同意します。



2. 入所及び退所等について

■　入所について

児童クラブに入所することができる児童は、次の「茅ヶ崎市児童クラブ入所事務取扱基準」に規定する児童となり、入所審査においても同基準に則り入所審査及び決定を行います。（P.52参照）

＜入所要件（入所することができる児童）＞

1　入所要件

（1）条例第9条に規定する「入所することができる児童」（入所対象児童）

保護者及び同居の親族その他の者が、放課後及び小学校の長期休暇等において、以下に掲げる事由により、保育することができない小学校に就学する児童

①　就労

児童の保護者が放課後に労働していて、児童の保育ができない場合。

就労時間については、1ヶ月60時間以上の就労を原則とする。

ただし、入所後就労予定の場合及び入所中に転職等により求職活動をする場合には、それぞれ2ヶ月間の入所猶予期間を設け、当該期間内に上記就労時間を満たすことを条件とする。

なお、育児休業取得の場合の入所要件は、育児休業取得開始日の月末までとする。ただし、児童クラブの定員に空きがある場合はこの限りではない。

また、きょうだい児がいる場合で年度当初に保育所等に入所する場合には、市が指定する期日までに復帰する場合、育児休業中であっても就労しているものとして判断することとする。

②　就学・技能取得

生活を維持することを目的に技術を習得するため学校等に通学していて、児童の保育ができない場合。

③ 妊娠・出産
児童の母親が妊娠中であるか出産後間もない場合。入所期間は原則として出産予定日の6週前の日を含む月の初日から出産予定日の8週後の日を含む月の末日とするが、状況に応じて判断する。
④ 疾病・心身障がい等
児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している場合で児童の保育ができない場合。
⑤ 病人の看護・介護等
児童の家庭に長期にわたり病人や心身に障がいのある者または、常時介護の必要とされる者がいて、保護者がその看護・介護にあたることが常であり、児童の保育ができない場合。病院に入院中または、施設に入所中の者については、常時付き添いが必要とされる場合を除き、この対象とはならない。
⑥ 災害
火災や風水害、地震等不測の事態により、家屋等破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合。
⑦ その他
前各号に類する状態であって教育委員会が特に必要と認めた場合。

2 入所選考等

（1）4月1日からの入所選考は、三段階で行うものとする。
第一次選考は、小学1年生から3年生及び障がいのある児童を対象に、12月15日までに提出された申請書について選考することとする。
第二次選考は、全学年の児童を対象に、12月15日までに提出された申請書について選考することとする。
第三次選考は、全学年の児童を対象に、第二次選考までに待機になった児童及び12月16日から2月10日までに提出された申請書について選考するものとする。
なお、入所選考は、入所要件を満たす児童のうち、より学年の低い児童と障がいがあり医師の診断書等の添付のある児童を優先して行い（一定の判定点数に応じて優先順位付けを行う）、同学年の児童が入所待機となるような状況の際には、別表1及び別表2の児童クラブ入所判定基準・調整指数（以下「入所判定基準」という。）により判定するものとする。「入所判定基準」は、児童の保護者の就労状況等により判定するものとする。ただし、集団における指導が困難と認められる場合やその他児童クラブの管理上支障があると認められる場合はこの限りではない。
なお、同学年の児童が同点となった際には、「就労時間の長さ」、「通勤時間の長さ及び保護者の勤務時間終了時刻」、「保護者の就労先」、「同居の祖父母の有無」といった項目を使用し判定するものとする。
また、育児休業取得中の申請については、入所判定基準の点数に関わらず、待機児童がいない場合に限り入所が可能とする。
（2）児童クラブの入所日は、1日又は16日とする。
5月1日以降、毎月1日からの入所を希望する際は、入所希望月の前月の10日までに申請書を提出することとする。
毎月16日からの入所を希望する際は、入所希望月の前月の末日までに申請書を提出することと

する。
また、締切日が日曜又は祝日の場合にはその前日を締切日とする。
なお、４月１日付入所については、２月１０日までに申請を行うこととし、以降に提出された申請については、４月１６日入所の対象となる。
（３）入所する児童クラブは、原則として児童が在籍する小学校区に設置された児童クラブとする。小学校区に複数児童クラブが設置されている場合には、希望制とする。
また、私学通学児童においては、原則として居住地に属する小学校区に設置された児童クラブとする。
（４）入所希望者が保育可能な人数を超えた場合には、近隣の他の入所可能な児童クラブの入所を案内する場合がある。
（５）保育可能な人数については、別に定める。

３　要件確認について

（１）入所要件の確認で、別表3により提出された必要書類については、記載された内容に修正があった場合には再提出するものとする。なお、入所待機となった場合はこの限りではない。
（２）別表3に記載の必要書類（就労証明書、在学証明書及び診断書）については、4ヶ月以内に発行されたものとする。

＜障がいがある児童の入所＞

障がいがある児童の入所については、添付の「障がいがある児童の入所に関する規程」において定めています。

＜私立小学校に通学する児童の入所＞

私立小学校に通学する児童の入所については、添付の「私立小学校に通学する児童の入所に関する規程」において定めています。

